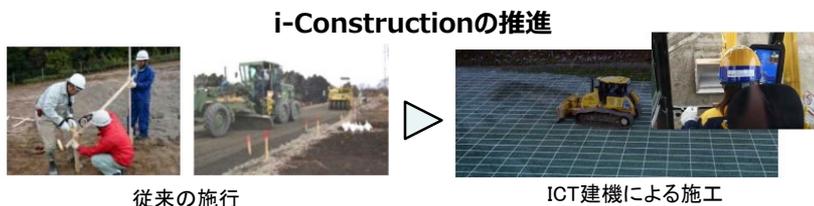


公共交通機関や公共施設の整備 における配慮について

令和4年4月19日

1. 女性の参画拡大・男女間格差の是正

- 建設産業、海運業、自動車運送事業など、**女性の更なる参画が求められている国土交通分野の業種・職種**において、ICT の活用による生産性の向上、多様な人材が働きやすい環境の整備、人材確保に向けた情報発信・普及啓発等を図る等により、**女性の就業及び定着を促進**する。
 - ・ i-Constructionの推進による生産性の向上・働き方改革等による建設産業における女性の定着促進
 - ・ 海事産業分野における女性人材の確保・育成
 - ・ 自動車運送事業等における人材の確保・育成等に向けた普及啓発活動 等



女性の就業・定着促進等に係る普及啓発

2. 男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備等

- **安心して育児・介護ができる環境を確保**する観点から、住宅及び医療・福祉・商業施設等が近接する**コンパクトシティの形成**や、各種施設や公共交通機関等の**バリアフリー化**を推進する。

公共交通機関、都市公園や公共性の高い建築物において、ベビーベッド付男性トイレ等の**子育て世帯に優しいトイレの整備等を推進**するほか、**子供連れの乗客等への配慮等を求めることにより、男性が子育てに参画しやすくなるための環境整備**を行う。

また、**妊婦や子育てに温かい社会づくり**に向け、**ベビーカーマークの普及促進**を図る。

 - ・ コンパクトシティの形成支援
 - ・ 建築物、道路、公園、公共交通機関等のバリアフリー化
 - ・ ガイドライン等を通じた子育て世帯を含め多様な方に対するトイレの円滑な利用促進 等

3. ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり

- **住宅セーフティネット制度等**により、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の**居住の安定を支援**する。

男性が子育てに参画しやすくするための環境整備

子育て世帯に優しいトイレの整備推進について

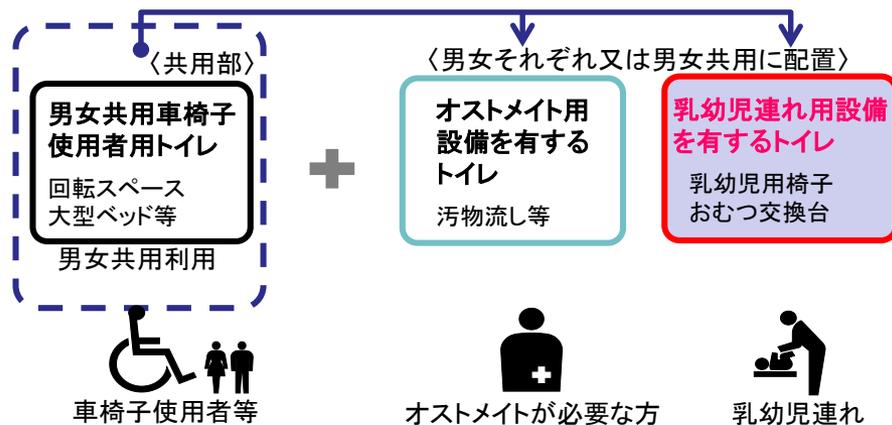
- 子育て世帯に優しいトイレの利用環境を確保する観点から、これまでに、ガイドライン等を通じ、車椅子使用者用便房の機能分散等について、施設設置管理者等に周知を図り、子育て世帯を含め多様な方が利用しやすいトイレの整備を促進。
- さらに、令和2年度以降、男性が子育てしやすい環境整備を進めるため、公共交通機関の旅客施設や建築物等の各ガイドラインにおいて、男性用便所等にも乳幼児用設備を設置した事例や考え方等を充実させ、施設設置管理者等に周知。
- 一定の公共交通機関の旅客施設や建築物等において、乳幼児用設備の設置も含めたトイレのバリアフリー改修等を実施する際に国庫補助による支援を実施。

ガイドラインにおける記載例

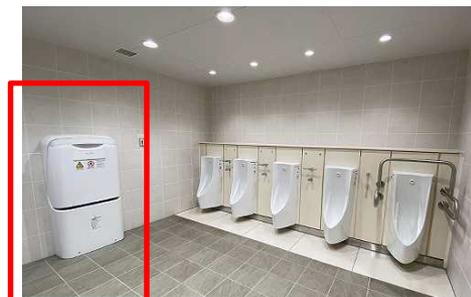
(例) 建築設計標準・公共交通機関の旅客施設等の移動等円滑化ガイドライン

- 乳幼児用設備等を男女別の一般トイレにそれぞれ設置するなど機能分散を推進

機能分散のイメージ



一般トイレに乳幼児施設が設けられた事例



札幌市営地下鉄 大通り駅の男性用トイレ内に設置されたオムツ替え等のためのベビーベッド



Osaka Metro 心斎橋駅の男性用トイレ(手洗いスペース)内に設置されたベビーチェア

男性が子育てに参画しやすくするための環境整備

公共交通機関におけるベビーカー使用者のためのフリースペースの設置促進

- 公共交通機関におけるベビーカーの利用環境改善を図るため、ベビーカー使用者が、鉄道・バス車内でベビーカーを折りたたむことなく、安心して乗車できる「フリースペース」の設置を促進
 - 公共交通機関の車内における「フリースペース」に関するガイドライン（※）を策定し、交通事業者に対し、フリースペースの設置を働き掛け。

（※公共交通機関の旅客施設・車両等・役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン）



鉄道車両に設けられたフリースペース



バス車両に設けられたフリースペース

【鉄道・バス車両内のフリースペース】

※車椅子フリースペースと共用

- ・ 床面・壁面に、身体障害者マークやベビーカーマークを表示する等により、一般エリアと区別
- ・ 通勤型電車では、各車両毎に1か所ずつ設置
- ・ ベビーカーを折り畳む必要がないこと等、一般旅客に理解・協力を呼びかけるポスターを掲示

公共交通機関におけるベビーカー利用キャンペーンの実施

- 公共交通機関におけるベビーカーの利用環境改善を図るため、鉄道・バス車内でベビーカーを折りたたまずに乗車することについて、周囲の利用者の理解・協力を求めるベビーカー利用キャンペーンを実施

- ベビーカーを安心して利用できる場所・設備を表示するための「ベビーカーマーク」を制定（平成27年にJIS化）
- 鉄道駅・商業施設等でのポスター掲示・チラシ配布（各4万枚）、鉄道・バス車内のデジタルサイネージ、国土交通省HPや公式ツイッター掲載、政府広報ラジオ番組の放送等、様々な媒体を活用しつつ周知を実施

ベビーカーマーク



駅等におけるポスター掲示